

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

死亡後3年以内に確定した退職金

Q：私の妻は、妻の父から受け継いだ会社を兄弟で経営していましたが、一昨年死亡してしまいました。

ところで、妻の退職金ですが、なかなか支給が確定せず、今年になってやっと、その支給と金額が確定しました。相続税の申告はもう済ませていますが、今回受け取った退職金の税金はどうなるのでしょうか。

A：死亡後3年以内に支給が確定した退職金は、相続財産に含まれますので、相続税の修正申告書を提出して不足分の相続税を納めることとなります。

【解説】

相続財産とみなされる退職金とは、相続税の申告期限までに支給を受けたものに限らず、相続開始後3年以内に支給が確定したものも含まれることとなっています。

被相続人の死亡後3年以内に退職金の支給が確定した場合には、相続財産となり、相続税が課税されることとなりますので、修正申告書の提出が必要となります。

この修正申告書により納付する相続税に係る延滞税の計算については、相続税の申告期限の翌日からその修正申告書の提出があった日までの期間は、延滞税の計算の基礎となる期間に算入されませんし、正当な理由がありますので、加算税もかからないと思われます。

一方、死亡後3年経過後に支給が確定した退職金は、相続財産とはなりません。この場合には、その支払を受ける遺族の一時所得として所得税の対象となります。

